

令和7年第2回姫路市議会
定例会提出議案

〔議案第 66号～議案第 80号〕
〔報告第 6号～報告第 10号〕

目 次

ページ

議案第 66号	姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例について	1
議案第 67号	姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について	4
議案第 68号	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す る条例について	7
議案第 69号	姫路市市税条例の一部を改正する条例について	9
議案第 70号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について	14
議案第 71号	姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例について	15
議案第 72号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	17
議案第 73号	姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について	19
議案第 74号	契約の締結について	21
議案第 75号	契約の締結について	22
議案第 76号	建物の取得について	23
議案第 77号	動産の購入について	24
議案第 78号	動産の購入について	25
議案第 79号	議決更正について	26
議案第 80号	専決処分の承認について	27
報告第 6号	令和6年度歳出予算の経費の繰越しについて	31
報告第 7号	市の出資に係る法人の経営状況を説明する書類の提出について	44
	公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター	
報告第 8号	専決処分の報告について	58
報告第 9号	専決処分の報告について	59
報告第 10号	専決処分の報告について	62

議 案 第 66号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例について

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例を次のように制定する。

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約候補者（以下「契約候補者」という。）の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

（意見聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（学識経験者の意見聴取）

第7条 契約候補者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の総合評価一般競争入札により行う場合は、会議は、同条第4項及び第5項の規定による学識経験を有する者の意見聴取の手続を兼ねるものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、市と契約候補者が姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約を締結した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 67号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成4年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第25条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第26条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第26条第2項中「学校職員勤務時間条例第13条」を「学校職員勤務時間条例第16条」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年姫路市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「、第25条第2号及び第26条第1項」を「及び第25条第2号」に改める。

議 案 第 68号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年姫路市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成4年姫路市条例第1号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 姫路市職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生

の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議 案 第 69号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第25条の5中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第28条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第42条の2第1項中「申し出」を「申出」に改め、同条第2項中「当該申し出」を「当該申出」に改める。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第75条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第75条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第42条の2第1項及び第2項の改正規定 公布の日
 - (2) 第25条の5、第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
 - (3) 附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第11条及び第11条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の姫路市市税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第25条の5及び第28条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の姫路市市税条例（以下「旧条例」という。）第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例

による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、姫路市市税条例第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 姫路市市税条例第77条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議 案 第 70号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号並びに第3条第5項第2号中「80万円」を「規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議 案 第 71号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例について

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例

姫路市立夢前福祉センター条例（平成19年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第20条中「、第13条」を削る。

第24条第3号中「使用料」を「第27条第1項に規定する利用料金」に改める。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第27条 市長は、第20条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める使用料並びに規則で定める附属設備及び備品の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 72号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

上野住宅	姫路市花田町小川5 1 6番地1
	姫路市花田町小川5 5 0番地1
	姫路市花田町小川5 5 1番地1
	姫路市花田町小川5 7 7番地1
	姫路市花田町高木2 9 2番地1

を

」

「

上野住宅	姫路市花田町小川5 1 6番地1
	姫路市花田町小川5 5 0番地1
	姫路市花田町小川5 7 7番地1
	姫路市花田町高木2 9 2番地1

に、

」

「

庄田住宅	姫路市庄田8 6番地1
------	-------------

	姫路市北条宮の町6 3 4番地 姫路市北条宮の町6 7 2番地1	を
「		」
庄田住宅	姫路市庄田8 6番地1 姫路市北条宮の町6 3 4番地	に改める。
		」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 73号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年姫路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 委員会は、姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成4年姫路市条例第1号）第28条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 姫路市職員の育児休業等に関する条例第28条第1項の規定による申出に係る

子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議 案 第 74号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

市川美化センター排ガス処理設備等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	市川美化センター排ガス処理設備等整備工事
工 事 場 所	姫路市東郷町1451番地3
工 期	令和8年5月29日限り
契 約 金 額	836,000,000円
契 約 の 方 法	随意契約
契約の相手方	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 代表取締役 野口 能弘 代理人 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目3番20号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店 支店長 小島 克友

議 案 第 75号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立白浜小学校外3校屋内運動場空調設備設置工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立白浜小学校外3校屋内運動場空調設備設置工事
工 事 場 所	姫路市白浜町甲458番地外
工 期	令和8年3月17日限り
契 約 金 額	165,880,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市南条三丁目2番地 東洋冷熱工業株式会社 代表取締役 水谷 重樹

議 案 第 76号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

建物の取得について

(仮称) 観光交流センター整備事業用物件として、下記の建物を取得したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

所在地	構造等	床面積
姫路市二階町50番地、姫路市呉服町49番地	ローレルコート姫路大手前通り（鉄筋コンクリート造地上11階建）の一部	1階部分 325.14㎡

議 案 第 77号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	普通消防ポンプ自動車（CD-1型）（6台）
購 入 金 額	124,344,000円
納 入 期 限	令和9年3月31日
購 入 先	姫路市豊富町豊富3143番地1 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 78号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	高規格救急車（3台）
購 入 金 額	106,220,000円
納 入 期 限	令和8年3月27日
購 入 先	神戸市中央区磯辺通四丁目2番12号 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役 瀧川 高章 代理人 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所 特販営業所長 白根 浩司

議 案 第 79号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和5年10月2日議案第126号にて議決を得て、令和6年10月7日議案第127号にて契約金額の変更の議決を得た旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「2,309,831,460円」を「2,305,254,495円」に更正する。

議 案 第 80号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

姫路市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、承認を得たい。

地方自治法第179条第3項の規定により提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、次のことについて専決処分する。

記

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第9項及び第42条の2第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第67条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第112条の13の14第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第11条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第11条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項

の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第23条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の姫路市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第67条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 告 第 6 号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和6年度歳出予算の経費の繰越しについて

令和6年度歳出予算の経費を別紙のとおり翌年度へ繰り越して使用するのので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和6年度 姫路市繰越明許費

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
15 総務費	10 総務管理費	本庁舎整備事業費	68,846,000	68,846,000
		15 企画費	地域公共交通運営経費	221,085,000
	25 戸籍住民登録費	戸籍住民登録費	55,000	55,000
		窓口機器運用費	3,311,000	3,311,000
20 民生費	10 社会福祉費	価格高騰生活支援給付金給付事業費 給付事務費	105,000,000	30,900,000
		価格高騰生活支援給付金給付事業費 給付金	2,192,000,000	135,600,000
	15 障害者福祉費	障害者福祉施設等整備助成事業費	213,600,000	213,600,000
	25 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備助成事業費	66,303,000	66,303,000
35 農林水産業費	10 農水産費	漁港施設防災対策事業費	78,168,000	78,167,196
		海岸保全施設整備事業費	13,398,000	13,398,000
		漁港機能増進事業費	4,629,000	4,628,272
	15 農林整備費	農村地域防災減災事業費	169,500,000	169,499,215
		市単独土地改良助成事業費	39,000,000	21,700,000
40 商工費	10 商工費	中小企業活力創造事業費	4,500,000	4,500,000
		道の駅整備事業費	133,065,000	133,065,000
		プレミアム付き商品券事業費	975,000,000	975,000,000
		トラック運送事業者燃料価格高騰対策 事業費	19,650,000	19,650,000
	25 姫路城費	姫路城管理費 整備事業費	14,000,000	13,326,465
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路補修事業費 一般補修事業費	233,200,000	131,400,000

繰越計算書

(単位 円)

既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
	国・県支出金	未収入特定財源 地方債	その他	
		61,900,000		6,946,000
	90,000,000			131,085,000
	55,000			
				3,311,000
	30,900,000			
	135,600,000			
	122,400,000	72,900,000		18,300,000
49,152,000	17,151,000			
	52,712,000	21,400,000		4,055,196
	6,600,000	5,800,000		998,000
				4,628,272
	122,058,403	41,500,000		5,940,812
				21,700,000
				4,500,000
		99,700,000		33,365,000
	400,000,000			575,000,000
				19,650,000
	6,500,000	5,800,000		1,026,465
				131,400,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		国庫補助事業費 地方道整備事業費	32,376,000	10,433,959
		国庫補助事業費 交差点改良事業費	27,600,000	7,960,000
		市単独事業費 幹線道路新設改良事業費	207,501,000	144,144,710
		市単独事業費 一般路線新設改良事業費	264,783,000	222,709,928
		市単独事業費 交差点改良事業費	22,147,000	9,219,000
		道路舗装事業費 舗装改良事業費	69,200,000	12,300,000
		交通安全施設整備事業費 国庫補助交通安全施設新設改良事業費	3,228,000	2,518,200
		交通安全施設整備事業費 市単独交通安全施設新設改良事業費	75,595,000	49,043,294
		交通安全施設整備事業費 国庫補助自転車道整備事業費	1,630,000	1,364,000
		都市交通システム整備事業費	1,962,030,000	1,951,959,990
		橋りょう補修事業費	115,170,000	97,169,600
	20 河川港湾費	都市基盤河川改修事業費	153,953,000	153,953,000
		都市排水対策事業費	446,331,000	427,302,394
	30 都市計画費	街路事業費 地方街路整備事業費	453,503,000	304,468,551
		街路事業費 市単独事業費	80,032,000	60,248,583
	32 姫路駅周辺整備費	姫路駅周辺土地区画整理事業費 整備事業費	79,099,000	61,684,765
	35 公園費	国庫補助事業費 公園整備事業費	55,170,000	50,999,943
		国庫補助事業費 手柄山平和公園整備事業費	3,875,240,000	3,875,240,000
	40 土地区画整理費	阿保土地区画整理事業費 整備事業費	539,410,000	394,374,301
		J R網干駅前土地区画整理事業費 整備事業費	115,045,000	111,032,392

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	5,216,979	4,600,000		616,980
	4,378,000	3,200,000		382,000
		103,300,000	27,904,571	12,940,139
			43,518,459	179,191,469
				9,219,000
				12,300,000
	1,385,000	1,000,000		133,200
		16,700,000		32,343,294
	750,000	500,000		114,000
	781,728,000	760,700,000		409,531,990
	46,506,405	33,600,000		17,063,195
	91,542,000	45,100,000		17,311,000
		365,400,000	5,343,191	56,559,203
	162,029,000	127,800,000		14,639,551
		50,800,000		9,448,583
	19,554,000	24,600,000		17,530,765
	13,367,000	18,200,000		19,432,943
	2,170,152,000	1,418,700,000	286,388,000	
	6,005,000	5,400,000		382,969,301
	47,480,000	46,600,000		16,952,392

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		英賀保駅周辺地区事業補助金	51,000,000	41,100,000
		英賀保駅周辺踏切改良事業費	18,000,000	13,000,000
	45 住宅費	空き家対策事業費	21,379,000	19,550,000
		既設住宅改善事業費	38,000,000	19,168,000
		公営住宅建設事業費 市川住宅第3期建替整備事業費	470,147,000	314,213,758
		公営住宅建設事業費 単年度事業費	67,250,000	67,250,000
50 消防費	10 消防費	消防施設費 庁舎整備事業費	41,100,000	37,623,000
		災害対策事務費	100,000,000	100,000,000
55 教育費	10 教育総務費	学校給食運営経費	228,624,000	228,624,000
		北部学校給食センター運営経費	61,913,000	61,913,000
		南部学校給食センター運営経費	72,036,000	72,036,000
		夢前学校給食センター運営経費	15,040,000	15,040,000
		家島学校給食センター運営経費	2,087,000	2,087,000
	15 小学校費	小学校費 校舎整備事業費	921,128,000	676,162,652
		小学校費 屋内運動場整備事業費	382,981,000	261,734,805
		小学校費 給食室整備事業費	32,285,000	32,285,000
	20 中学校費	中学校費 校舎整備事業費	403,272,000	403,272,000
		中学校費 屋内運動場整備事業費	589,717,000	514,071,000
	25 高等学校費	高等学校費 屋内運動場整備事業費	29,714,000	16,014,000
		高等学校費 用地取得事業費	135,905,000	135,905,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	13,700,000	24,600,000		2,800,000
				13,000,000
	9,775,000			9,775,000
				19,168,000
	153,661,000	154,000,000		6,552,758
	23,378,000	23,300,000		20,572,000
		32,600,000		5,023,000
	50,000,000	39,100,000		10,900,000
	228,624,000			
	61,913,000			
	72,036,000			
	13,407,000	100,000		1,533,000
	2,087,000			
	122,624,000	244,800,000		308,738,652
	22,522,000	166,700,000		72,512,805
	4,225,000	9,500,000		18,560,000
	76,222,000	152,200,000		174,850,000
	50,833,000	216,200,000		247,038,000
		16,000,000		14,000
		122,300,000		13,605,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	30 幼稚園費	幼稚園費 園舎整備事業費	19,725,000	19,725,000
	35 特別支援学校費	特別支援学校費 校舎整備事業費	1,000,000	1,000,000
	43 生涯学習振興費	公民館費 整備事業費	108,423,000	108,423,000
計			16,944,079,000	13,412,357,973

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	3,285,000	6,500,000		9,940,000
	320,000	500,000		180,000
		98,600,000		9,823,000
49,152,000	5,242,681,787	4,642,200,000	363,154,221	3,115,169,965

(卸売市場事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 商工費	10 商工業振興費	市場施設整備事業費	1,438,631,000	1,438,630,460
計			1,438,631,000	1,438,630,460

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
		1,438,600,000	30,460	
		1,438,600,000	30,460	

令和6年度姫路市水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	新設拡張 事業費	974,660,000	620,611,413	87,128,000
		水道改良 事業費	7,859,106,000	4,322,909,885	3,331,888,000
計			8,833,766,000	4,943,521,298	3,419,016,000

令和6年度姫路市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 整備事業費	8,982,219,000	3,595,875,381	4,585,771,000
2 コミュニティ・プラント事業 資本的支出	1 建設改良費	コミュニティ・プラント 整備事業費	71,434,000	30,812,161	30,763,000
3 集落排水事業 資本的支出	1 建設改良費	集落排水施設 整備事業費	83,766,000	17,089,247	63,985,000
計			9,137,419,000	3,643,776,789	4,680,519,000

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
		87,128,000	266,920,587		関係機関との協議に日時を要したため
138,531,000	1,000,000,000	2,193,357,000	204,308,115		関係機関との協議に日時を要したため
138,531,000	1,000,000,000	2,280,485,000	471,228,702		

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
1,931,159,000	2,421,200,000	233,412,000	800,572,619		関係機関との協議に日時を要したため
	23,000,000	7,763,000	9,858,839		関係機関との協議に日時を要したため
31,800,000	32,100,000	85,000	2,691,753		関係機関との協議に日時を要したため
1,962,959,000	2,476,300,000	241,260,000	813,123,211		

報 告 第 7 号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

市の出資に係る法人の経営状況を説明する書類の提出について

市の出資に係る法人の経営状況を説明する書類を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター経営状況説明書

1 概要について

- (1) 名 称 公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター
- (2) 所在地 姫路市南駅前町123番
- (3) 設 立 昭和56年10月26日
- (4) 基本金等 1億5,269万円
- (5) 市の出資金 1億240万円
- (6) 解 散 令和7年1月1日
- (7) 評議員の氏名

(令和7年3月31日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
評議員	合田勝彦	評議員	藤本裕子
〃	森下博和	〃	中尾豊
〃	西井健滋		

(8) 清算人の氏名

清算人 清元秀泰
〃 大前晋

(9) 事業の概要

ア 事業の方針

西播磨地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的に、地場産業の振興に関する調査及び研究、地場産業製品等の普及事業並びに展示会の開催等を行う。

イ 令和6年度事業報告書

別紙のとおり

2 決算について

令和6年度決算書
別紙のとおり

3 清算終了について

決算報告書
別紙のとおり

令和6年度事業報告書

1 新商品開発事業

- (1) オリジナル皮革製品の商品開発
- (2) 産地の強みを生かした商品開発（未実施）

2 研修事業

未実施

3 地場産業普及啓発事業

- (1) 特産品展示販売等各種イベントの開催及び出展

ア ふれあい産地の自慢市「ふる里展」の開催

イ 「姫路・西はりま地場産フェア」の開催

ウ 播磨圏域ブランドPRイベント開催

(7) 播産館でのPRイベント

a 「播磨の日本酒試飲会」の開催

b 播産館館内PRコーナー設置

(4) 各種イベントへの出展

a 中核市ご当地じまんフェア（6月25日）

b 兵庫県播磨のじばさんマルシェ（7月11日、12日）

c 第86回全国都市問題会議（10月17日、18日）

d 第37回全国陶器市（11月2日、3日）

エ その他の出展事業

(7) 大神神社例祭・揖保乃糸資料館そうめんの里謝恩イベント（5月11日、12日）

(4) 東京都庁「全国観光PRコーナー」（7月31日～8月6日）

(7) NPO法人兵庫県腎友会第23回大会in姫路（9月29日）

(5) トップマスターズモード発表会（10月1日）

(7) 交通会館マルシェ（11月16日、17日）

(7) 姫路駅北にぎわい交流広場（11月30日）

- (2) 地場産業PR事業の実施

ア 商品総合カタログ「姫路・西はりまのおもたせ」の配布

イ 地場産業ポスターの作成

ウ ホームページによる情報発信

4 その他

- (1) 播産館運営事業 売上額 48,515 千円（前年比 76.0%）
- (2) 施設等提供事業 会場使用料等収入 34,787 千円（前年比 68.1%）

貸借対照表

令和6年12月31日現在

(単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,651,766	36,435,263	10,216,503
未収金	886,097	9,013,154	△ 8,127,057
棚卸商品	1,350,349	1,492,168	△ 141,819
貯蔵品	843,455	2,004,018	△ 1,160,563
前払金	1,950,403	443,276	1,507,127
立替金	209,766	127,853	81,913
貸倒引当金	△ 5,316	△ 54,078	48,762
流動資産合計	51,886,520	49,461,654	2,424,866
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
建物	240,746,402	247,464,763	△ 6,718,361
投資有価証券	0	20,000,000	△ 20,000,000
定期預金	0	9,940,000	△ 9,940,000
普通預金	29,940,000	0	29,940,000
基本財産合計	270,686,402	277,404,763	△ 6,718,361
(2) 特定資産			
建物附属設備	18,415,231	20,537,363	△ 2,122,132
什器備品	676,455	1,106,401	△ 429,946
大規模改修積立資産	0	21,200,000	△ 21,200,000
特定資産合計	19,091,686	42,843,764	△ 23,752,078
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1	1	0
車両運搬具	1	1	0
什器備品	712,331	1,193,538	△ 481,207
リース資産	0	105,563	△ 105,563
電話加入権	321,200	321,200	0
出資金	50,000	50,000	0
その他固定資産合計	1,083,533	1,670,303	△ 586,770
固定資産合計	290,861,621	321,918,830	△ 31,057,209
資産合計	342,748,141	371,380,484	△ 28,632,343
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,599,439	4,234,973	△ 1,635,534
1年以内返済長期リース債務	0	114,000	△ 114,000
未払消費税等	994,800	2,709,000	△ 1,714,200
前受金	3,586,850	3,204,310	382,540
預り金	2,324,790	4,093,308	△ 1,768,518
未払法人税等	924,700	598,900	325,800
流動負債合計	10,430,579	14,954,491	△ 4,523,912
2. 固定負債			
受入保証金	468,000	468,000	0
固定負債合計	468,000	468,000	0
負債合計	10,898,579	15,422,491	△ 4,523,912
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	64,070,001	65,912,219	△ 1,842,218
地方公共団体補助金	65,234,512	68,137,981	△ 2,903,469
負担金	80,507,518	81,323,176	△ 815,658
指定正味財産合計	209,812,031	215,373,376	△ 5,561,345
(うち基本財産への充当額)	(208,444,237)	(213,571,759)	(△ 5,127,522)
(うち特定資産への充当額)	(1,367,794)	(1,801,617)	(△ 433,823)
2. 一般正味財産	122,037,531	140,584,617	△ 18,547,086
(うち基本財産への充当額)	(62,242,165)	(63,833,004)	(△ 1,590,839)
(うち特定資産への充当額)	(17,723,892)	(41,042,147)	(△ 23,318,255)
正味財産合計	331,849,562	355,957,993	△ 24,108,431
負債及び正味財産合計	342,748,141	371,380,484	△ 28,632,343

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

(単位 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	200	400	△ 200
基本財産受取賃貸料	34,839,330	51,108,572	△ 16,269,242
基本財産運用益計	34,839,530	51,108,972	△ 16,269,442
特定資産運用益			
特定資産受取利息	224	724	△ 500
特定資産運用益計	224	724	△ 500
事業収益			
新商品開発事業収益	1,377,634	355,601	1,022,033
地場産業普及啓発事業収益	399,494	493,434	△ 93,940
事業受託収益	3,321,882	3,620,448	△ 298,566
播産館運営収益	16,995,711	24,986,587	△ 7,990,876
出展料収益	924,243	1,247,470	△ 323,227
施設使用料収益	5,175,000	5,532,682	△ 357,682
共益費等負担金収益	9,689,255	9,129,902	559,353
事業収益計	37,883,219	45,366,124	△ 7,482,905
受取補助金等			
兵庫県受取補助金	491,080	796,160	△ 305,080
姫路市受取補助金	3,951,000	5,268,000	△ 1,317,000
産地振興受取補助金	2,066,000	2,753,000	△ 687,000
受取補助金等振替額	4,125,172	5,404,556	△ 1,279,384
受取補助金等計	10,633,252	14,221,716	△ 3,588,464
受取負担金			
受取負担金振替額	1,436,173	1,878,073	△ 441,900
受取負担金計	1,436,173	1,878,073	△ 441,900
雑収益			
受取利息		12	△ 12
雑収益	758,220	1,654,591	△ 896,371
雑収益計	758,220	1,654,603	△ 896,383
経常収益計	85,550,618	114,230,212	△ 28,679,594
(2) 経常費用			
仕入商品	5,089,532	8,940,889	△ 3,851,357
事業原価計	5,089,532	8,940,889	△ 3,851,357
役員報酬	8,071,625	9,557,720	△ 1,486,095
給料手当	25,199,190	23,854,435	1,344,755
福利厚生費	6,256,489	7,888,090	△ 1,631,601
旅費交通費	747,780	338,036	409,744
通信運搬費	681,072	794,742	△ 113,670
減価償却費	10,027,608	13,579,736	△ 3,552,128
消耗品費	417,805	1,020,956	△ 603,151
修繕費	3,247,157	3,874,623	△ 627,466
印刷製本費	125,488	234,975	△ 109,487
燃料費	11,496	36,514	△ 25,018
光熱水料費	10,578,502	11,980,292	△ 1,401,790
賃借料	5,467,606	7,452,240	△ 1,984,634
保険料	543,790	527,320	16,470
諸謝金	1,525,000	1,570,000	△ 45,000
租税公課	831,758	932,716	△ 100,958
支払負担金	180,545	534,358	△ 353,813
広告宣伝費	70,000	50,000	20,000
支払手数料	455,000	610,000	△ 155,000
渉外費	0	17,618	△ 17,618
委託費	18,638,667	22,786,414	△ 4,147,747
有価証券運用損	569,564	0	569,564
貸倒引当金繰入額	0	36,389	△ 36,389
雑費	4,460,891	4,197,301	263,590
支払利息	15,600	93,600	△ 78,000
経常費用計	103,212,165	120,908,964	△ 17,696,799

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 17,661,547	△ 6,678,752	△ 10,982,795
当期経常増減額	△ 17,661,547	△ 6,678,752	△ 10,982,795
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
貸倒引当金取崩益	48,762		48,762
その他の経常外収益計	48,762		48,762
経常外収益計	48,762		48,762
(2) 経常外費用			
経常外費用			
什器備品除却損	9,601	421,954	△ 412,353
固定資産除却損計	9,601	421,954	△ 412,353
経常外費用計	9,601	421,954	△ 412,353
当期経常外増減額	39,161	△ 421,954	461,115
税引前当期一般正味財産増減額	△ 17,622,386	△ 7,100,706	△ 10,521,680
法人税、住民税及び事業税	924,700	598,900	325,800
当期一般正味財産増減額	△ 18,547,086	△ 7,699,606	△ 10,847,480
一般正味財産期首残高	140,584,617	148,284,223	△ 7,699,606
一般正味財産期末残高	122,037,531	140,584,617	△ 18,547,086
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	200	200	0
基本財産運用益計	200	200	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	5,561,545	7,282,829	△ 1,721,284
当期指定正味財産増減額	△ 5,561,345	△ 7,282,629	1,721,284
指定正味財産期首残高	215,373,376	222,656,005	△ 7,282,629
指定正味財産期末残高	209,812,031	215,373,376	△ 5,561,345
III 正味財産期末残高	331,849,562	355,957,993	△ 24,108,431

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。ただし、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいものについては、原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

該当なし

② 貸倒引当金

個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。
個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に法人税上の法定繰入率を乗じた金額を計上している。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税に該当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) リース取引の処理方法

リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
建物	247,464,763	0	6,718,361	240,746,402
投資有価証券	20,000,000	0	20,000,000	0
定期預金	9,940,000	0	9,940,000	0
普通預金	0	29,940,000	0	29,940,000
小計	277,404,763	29,940,000	36,658,361	270,686,402
特定資産				
建物附属設備	20,537,363	0	2,122,132	18,415,231
什器備品	1,106,401	0	429,946	676,455
大規模改修積立資産	21,200,000	0	21,200,000	0
小計	42,843,764	0	23,752,078	19,091,686
合計	320,248,527	29,940,000	60,410,439	289,778,088

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位 円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
建物	240,746,402	(178,504,237)	(62,242,165)	—
普通預金	29,940,000	(29,940,000)	—	—
小計	270,686,402	(208,444,237)	(62,242,165)	—
特定資産				
建物附属設備	18,415,231	(802,174)	(17,613,057)	—
什器備品	676,455	(565,620)	(110,835)	—
小計	19,091,686	(1,367,794)	(17,723,892)	—
合計	289,778,088	(209,812,031)	(79,966,057)	—

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	563,250,179	322,503,777	240,746,402
小計	563,250,179	322,503,777	240,746,402
特定資産			
建物附属設備	264,531,876	246,116,645	18,415,231
什器備品	2,970,299	2,293,844	676,455
小計	267,502,175	248,410,489	19,091,686
その他固定資産			
建物附属設備	808,000	807,999	1
車両運搬具	1,455,300	1,455,299	1
什器備品	12,240,171	11,527,840	712,331
小計	14,503,471	13,791,138	712,333
合計	845,255,825	584,705,404	260,550,421

7. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位 円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
地場産業総合振興事業費補助金	兵庫県	0	491,080	491,080	0	-
地場産業産地振興補助金	姫路市他地方公共団体	0	6,017,000	6,017,000	0	-
合計		0	6,508,080	6,508,080	0	

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位 円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却計上による振替額	5,561,545
合計	5,561,545

10. 重要な後発事象

- ・令和7年1月1日をもって存続期間満了により解散
- ・令和7年1月1日をもって播産館運営事業を公益社団法人姫路観光コンベンションビューローに事業譲渡

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略

2. 引当金の明細

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	54,078	0	48,762	0	5,316
合計	54,078	0	48,762	0	5,316

財 産 目 録
令和6年12月31日現在

(単位 円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)					
	現金	小口現金 つり銭口		13,070 320,000	
	普通預金		運転資金として		
			三井住友銀行姫路支店		29,346,029
			三井住友銀行姫路支店		3,390,142
			播州信用金庫本店		1,800,359
			播州信用金庫本店		10,519,564
	定期預金		姫路信用金庫本店		62,602
			播州信用金庫本店		1,200,000
	未収金	取引先8件	事業未収金	886,097	
	棚卸商品	仕入商品	播産館運営事業用	1,350,349	
貯蔵品	新商品完成品	新商品開発事業用	843,455		
前払金			1,950,403		
	福利厚生費	管理業務用	24,000		
	保守料・使用料等	管理業務用	1,926,403		
立替金	取引先2件	管理費等	209,766		
貸倒引当金			△ 5,316		
流動資産合計				51,886,520	
(固定資産)					
基本財産					
	建物	姫路市南駅前町123番 鉄筋コンクリート造、地上9階建		240,746,402	
	建物 (指定)	建築面積544.364㎡ 延べ面積3,246.88㎡	(共用財産) 公益目的保有財産として56.8%を使用している。 収益事業等として35.5%を使用している。 管理業務に7.7%を使用している。	178,086,908	
	建物 (指定) 建物 (一般)		公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。 (共用財産)	417,329 62,242,165	
特定資産	普通預金	三井住友銀行 姫路支店 姫路信用金庫 本店	公益目的保有財産として56.8%を使用している。 収益事業等として35.5%を使用している。 管理業務に7.7%を使用している。 公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業に使用している。	20,000,000 9,940,000	
	建物附属設備			18,415,231	
	建物附属設備 (一般)		(共用財産) 公益目的保有財産として56.8%を使用している。 収益事業等として35.5%を使用している。 管理業務に7.7%を使用している。	17,411,841	
	建物附属設備 (一般)		(共用財産) 公益目的保有財産として89.1%を使用している。 収益事業等として10.9%を使用している。	201,216	
	建物附属設備 (指定) 建物附属設備 (指定)		公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。 交付者の定めた用途に従い使用している財産	459,294 342,880	
	什器備品				
	什器備品 (一般)		(共用財産) 公益目的保有財産として89.1%を使用している。 収益事業等として10.9%を使用している。	110,835	
	什器備品 (指定)		(共用財産) 公益目的保有財産として89.1%を使用している。 収益事業等として10.9%を使用している。	429,344	
	什器備品 (指定)		公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している。	136,276	
	建物附属設備 車両運搬具 什器備品		管理業務に使用している。 管理業務に使用している。	1 1	
その他固定資産		陳列什器等	(共用財産) 公益目的保有財産として89.1%を使用している。 収益事業等として10.9%を使用している。	642,087	
		精米機 その他	公益目的保有財産として使用している。	70,234	
		4回線	管理業務に使用している。	10	
	電話加入権	管理業務に使用している。	321,200		
	出資金	播州信用金庫 本店	管理業務に使用している。	50,000	
固定資産合計				290,861,621	
資産合計				342,748,141	
(流動負債)					
	未払金		各会計区分における費用の未払金	2,599,439	
	未払消費税等			994,800	
	前受金	会場使用3件、ほか7件	公益目的事業及び収益事業等に伴う令和6年度の収益	3,586,850	
	預り金	職員	厚生年金	488,701	
			健康保険	309,873	
		播産館売上預り金	1,483,286		
		送料預り金	42,930		

	未払法人税等			924,700
流動負債合計				10,430,579
(固定負債)				
	受入保証金	株武徳	賃貸不動産にかかる受取保証金	468,000
固定負債合計				468,000
負債合計				10,898,579
正味財産				331,849,562

監査報告書

令和7年1月24日

公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター
清算人 清元秀泰様

監事 吉田裕一 印

監事である私は、当法人の令和6年4月1日から令和6年12月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

公益財団法人 姫路・西はりま地場産業センター
決 算 報 告 書

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

1 清算開始日時点（令和 7 年 1 月 1 日）の現金預金

現金	333,070
普通預金	75,058,696
定期預金	1,200,000
計①	76,591,766

2 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

未収金の回収による入金	877,077
播産館運営事業の譲渡対価による収入	2,200,870
資産の売却による収入	57,000
中途解約に伴う、建物・自動車保険料の返金	46,500
受取利息	532
施設の賃貸借等による収入	8,377,752
雑収入等	211,959
計②	11,771,690

3 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

未払金の清算	2,594,929
預り金の支払	2,324,790
受入保証金の返金	468,000
法人税・消費税・県市民税	2,098,500
税務等顧問諸謝金	1,468,500
施設管理委託費	4,762,082

光熱水料費	3,584,437
その他清算事務にかかる費用	9,007,041
計③	26,308,279

4 残余財産の額

現金預金（計①＋計②－計③）	62,055,177
出資金の返還請求権	50,000
建物	238,208,442
建物附属設備	17,717,733
什器備品	532,965
貯蔵品	628,615
計	319,192,932

令和7年3月31日、上記4の清算換価実収額金319,192,932円を、定款第35条で定めるところにより、姫路市に帰属させた。

上記のとおり、清算を結了したことを報告する。

令和7年3月31日

公益財団法人 姫路・西はりま地場産業センター
 代表清算人 清 元 秀 泰
 代表清算人 大 前 晋

報 告 第 8 号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 2 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	建物附属物損傷事故
相 手 方	神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 株式会社兵庫県公社住宅サービス
損害賠償額	154,000円
事件の概要	令和6年11月6日14時30分頃、姫路市西庄甲177番地1の 県営姫路西庄住宅において、本市大型特殊自動車相手方が管理する 車止めポールに連結するチェーンを引き込み、当該車止めポール に損害を与えたもの

報 告 第 9 号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 3 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 別表1、別表2及び別表3に記載のとおり

3 事件の概要

別表1記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和6年12月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

別表2記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかか

報 告 第 10号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 4 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	460,548円
事件の概要	令和7年1月19日9時45分頃、姫路市香寺町中屋14番地の香寺事務所において、本市消防自動車が駐車中の相手方普通乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの